
第 6 章 災害復旧・復興計画

- 第 1 節 災害復旧・復興体制
- 第 2 節 生活等の再建支援
- 第 3 節 災害復旧事業の促進

本章は、被災した住民、事業者、農林従事業者等の再建支援と、社会システムの回復のための基本的対策項目について定めたものである。

また、住民の生活と産業を早期に安定させ、災害につよいまちに再生させる復興体制の基本的措置についても定めている。

第1節 災害復旧・復興体制

《指 針》

被災した市民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

第1 災害復旧・復興体制

実施担当	各部
------	----

1 復旧・復興本部の設置

市長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、鹿沼市災害復旧・復興本部（以下「復旧・復興本部」という。）を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び業務分掌については、設置の際に定める。

2 復旧・復興本部の組織・運営

(1) 本部員の任務

構 成 員		任 務
本 部 長	市 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副 本 部 長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本 部 員	各部長等	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
そ の 他	必要に応じ市長が指名する	本部長の求めに応じ意見を述べる。

(2) 各部の分掌事務

部 名	分掌事務
総合政策部、行政経営部	○復旧・復興に関する総合的企画及び調整に関すること ○復旧・復興本部会議の事務局
市民部、保健福祉部、こども未来部、環境部、教育委員会	○住民の生活、文化の復旧・復興に関すること
経済部	○地域産業の復旧・復興に関すること
都市建設部、環境部、上下水道部	○都市機能の復旧・復興に関すること

(3) 復旧・復興本部会議

構成員	事 務
本部長、副本部長、本部員、市長の指名する者	○復旧・復興の基本方針、復旧・復興に係る重要施策の審議、調整 ○各部の重要事項の報告

第2 復興計画の策定

実施担当	各部
------	----

1 基本的考え方

市（総合政策部）は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

2 復興計画の策定手順

(1) 策定手順等

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

(ア) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集

(イ) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

(ウ) 様々な分野におけるシンポジウムの開催等

イ 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

ウ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 構成

復興計画策定の基本方針となる「復興基本構想」、総合的な復興の推進を図るための「復興事業計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進していく。

(3) 復興事業計画の内容

市は、被災地域の本格復興を推進するため、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の復興事業計画を策定する。

ア 生活復旧計画

市（市民部、保健福祉部、環境部、教育委員会）は、被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための計画を必要に応じて策定する。

<留意点>

(ア) コミュニティづくりの支援

(イ) 保健・医療・福祉サービスの充実

(ウ) 被災児童・生徒への対策

(エ) 相談・情報提供と支援者活動支援

イ 住宅復興計画

市（都市建設部）は、被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

＜留意点＞

- (ア) 早期の恒久住宅建設
- (イ) 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
- (ウ) 面的整備に伴う住宅建設

ウ 都市復興計画

市（都市建設部、環境部、上下水道部）は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、より災害に強い地域に再生するために都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。

＜留意点＞

- (ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、「都市復興ガイドライン（栃木県県土整備部）」などを参考に、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (イ) 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とする。
 - a 河川の治水安全度の向上
 - b 土砂災害に対する安全性の確保
- (ウ) 被災施設の復旧事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行う。
- (エ) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。

エ 産業復興計画

市（経済部）は、著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

＜留意点＞

- (ア) 被災企業、農林業者の早期再建等
- (イ) 新産業の導入・育成
- (ウ) 産業配置と広域的連携
- (エ) 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

オ その他

上記の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要な対応を要する分野があると認める場合は、当該分野に係る復興事業計画を策定する。

第2節 生活等の再建支援

《指 針》

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

第1 被災者の支援

実施担当	総合政策部、行政経営部、保健福祉部、環境部、都市建設部、上下水道部、市社会福祉協議会、(株)エナジー宇宙、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本、NHK
資 料 編	(資料)-83 鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例 (資料)-85 鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (資料)-88 生活再建等の支援制度一覧

市及び関係機関は、被災者への各種生活再建支援制度について、広報活動や相談窓口の設置等により、周知や手続きの円滑化を図る。

1 支援金の支給等

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市（行政経営部）は、被災者生活再建支援法により、この制度が適用された大規模な災害で著しい住宅被害を受けた住民等に対し支援金の申請の受付け、とりまとめ、県への報告等を行う。

(2) 災害弔慰金の支給

市（保健福祉部）は、市災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(3) 災害障害見舞金の支給

市（保健福祉部）は、市災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む）に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(4) 災害援護資金の貸付

市（保健福祉部）は、市災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

(5) 生活福祉資金の貸付け（災害援護資金・住宅資金）

社会福祉協議会は、被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害援護資金については、市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

2 税金、公共料金等の特例措置

(1) 租税

市（行政経営部）は、災害の状況に応じて市税条例等により、被災者の市税、国民健康保険税、介護保険料等について、徴収猶予、減免等の災害特例措置を講じる。

国及び県は、国税、県税について同様の措置を講じる。

(2) 公共料金

市、ライフライン機関、NHKは、被災者の公共料金等の支払いについて、監督省庁の認可や要件（災害救助法適用災害等）に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

ア 保育料の減免【こども未来部】

イ 市営住宅家賃等の減免【都市建設部】

ウ 上下水道料金等の減免【上下水道部】

エ し尿くみ取り手数料の免除等【環境部】

オ ごみ処理手数料の減免【環境部】

カ 電話料金・電話工事費の減免等【NTT 東日本】

キ 電気に関する工事費負担金の免除等【東京電力パワーグリッド(株)】

ク ガス料金の納付延長等【(株)エナジー宇宙】

ケ テレビ受信料金の免除等【NHK】

3 住宅復興支援

(1) 公共住宅の供給促進

市（都市建設部）は、県や都市再生機構等の協力を得て、住宅の供給を促進する。

ア 公営住宅の空き家活用

イ 災害公営住宅の供給

ウ 特定優良賃貸住宅のあつ旋

(2) 災害復興住宅融資等の利用促進

市（都市建設部）及び県は金融機関と連携して、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資や栃木県災害復興住宅資金の融資等について、被災者に周知する。

第2 中小企業者、農林業者の支援

実施担当	経済部、鹿沼商工会議所、栗野商工会、上都賀農業協同組合、鹿沼市森林組合、栗野森林組合
資料編	(資料)-88 生活再建等の支援制度一覧

市（経済部）及び関係機関は、被災した中小企業や農林業者の再建を促進するための資金融資等が円滑に行われるよう次の措置を講じる。

1 中小企業者支援

市は、商工会議所や金融機関等と連携して、被災した中小企業の再建を促進するための資金

第6章 災害復旧・復興計画

および事業費の融資等について、中小企業者に周知する。

＜制度（問い合わせ先）＞

ア 小規模企業共済災害時貸付・高度化融資制度（中小企業基盤整備機構）

イ 災害貸付制度（商工組合中央金庫、日本政策金融公庫）

ウ 経営安定資金制度（県）

2 農林業者支援

(1) 農作物等災害の助成

市長は、栃木県農漁業災害対策特別措置条例で指定された災害により被害を受けた農業者に対して、被害農作物の樹草勢回復、代替作付等について、可能な限り助成を行う。

(2) 農林業者への支援制度の周知

市は、農業協同組合や森林組合と連携して、被災した農林業関係者の施設の災害復旧および経営の維持安定を図るための資金の融資等について、農林業関係者に周知する。

＜制度（問い合わせ先）＞

ア 天災融資制度（市）

イ 日本政策金融公庫による資金貸付（日本政策金融公庫）

ウ 農業近代化資金（農業協同組合）

エ 県災害条例資金制度（農業協同組合、森林組合）

第3節 災害復旧事業の促進

《指 針》

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る必要がある。

市及び防災関係機関は、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう災害復旧事業を推進する。

実施担当	各部、各防災関係機関
------	------------

1 復旧方針

市及び防災関係機関は、所管する公共施設や事務の復旧事業を計画的に実施する。

復旧事業計画は、関係機関と十分な連絡調整をとりながら、次の点に考慮して速やかに作成する。

- (1) 災害の再発防止のため、被災の原因等を十分に把握する。
- (2) 迅速な復旧、災害に強いまちづくり等を考慮する。
- (3) 国または県が財政援助するもの^{※1}については、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定が速やかに実施されるように準備する。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等に規定する緊急査定^{※2}が実施されるよう必要な措置を講じる。

※1 災害復旧事業として採択されうる限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。また、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。財政援助等を受ける事業は次表を参照。

※2 公共土木施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて実施される。

財政援助を受ける主な事業

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
公共土木施設の復旧等		
河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第3・4条
砂防事業	災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業、災害関連緊急雪崩対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	
都市施設の復旧等		
街路、都市排水施設	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	
堆積土砂排除、湛水排除		激甚法第3・4条

第6章 災害復旧・復興計画

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
公営住宅の復旧等		
公営住宅の補修	公営住宅法第8条	激甚法第3・4条
公営住宅建設	公営住宅法第8条	激甚法第22条
農林業施設の復旧等		
農地、農業用施設、林道等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
共同利用施設		激甚法第6条
天災融資の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
森林組合の堆積土砂排除		激甚法第9条
土地改良区の湛水排除		激甚法第10条
森林災害復旧		激甚法第11条の2
治山事業、地すべり対策事業	災害関連緊急治山事業、災害関連緊急地すべり防止事業	
厚生施設の復旧等		
生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、女性自立支援施設、感染症指定医療機関		激甚法第3・4条
感染症予防事業		激甚法第19条
医療施設	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	
水道	水道法第45条	
文教施設の復旧等		
公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第3・4条
公立社会教育施設		激甚法第16条
私立学校施設		激甚法第17条
その他の復旧等		
鉄道施設	鉄道軌道整備法	
水防資材費		激甚法第21条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法第2条	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法第8条	激甚法第13条
事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助		激甚法第14条

2 復旧事業の促進

(1) 技術職員等の確保

災害復旧事業に係る技術職員等を十分確保するため、必要に応じて県に技術職員等の応援派遣等を要請する。

(2) 資金の調達

災害復旧事業に係る資金については、国の負担金（補助金）のほか、必要に応じて財源を求めて調達に努める。

(3) 激甚災害の指定促進

災害対策基本法に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）に該当する場合又は該当する見込みがある場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定を受けることによって災害復旧事業が促進されるよう、必要な措置を講じる。

また、国や県が行う被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める事項の調査に協力し、速やかに調査が実施されるように努める